共生社会開発研究・研修奨励費要綱

　本研究・研修費は昴☆共生社会研究所は、社会福祉法人昴に勤務する職員が共生社会の開発に資するための研究及び研修を行うについて要する費用の助成するために以下の要綱を定める。

1. 応募資格

　社会福祉法人に勤務する職員であり、原則として40才未満の者。職員であれば、雇用の形態は問わない（『非正規雇用』である者も応募できる）。

1. 補助金の申請ができる研究ないしは研修内容と補助限度額

　共生社会の開発に関する先進地もしくは先進事例の視察等、関連する研究会等への参加。研究に要する図書等の購入、その他本奨励費の趣旨に沿うもの。

　補助金については、1人1回あたり10万円を限度とし、必要な額を支弁する。なお、応募は職員一人あたりにつき年度に1回を限度とする。

1. 応募方法

　所定の応募用紙に必要事項を記入し、研究所長宛に提出する。毎年度12月末日を締切とし、随時提出することができる。

1. 支弁の決定

　応募があった案件から、順次、「研究所所員会議」で協議し決定する。但し、「所員」の応募はこれを妨げないが、当該所員は補助金の支弁協議には参加できない。

1. 報告の義務

　　　実施した研究、研修についてはその成果を報告書としておおむね10000字程度（A4用紙5-6枚）にまとめて、実施後2か月以内に研究所長宛に提出する。尚、その抄録については研究所ホームページに掲載する。

1. その他

　その他、必要な事項についてはその都度「所員会議」で協議決定する。